

## 港湾運送事業法施行令の一部改正案について

### 1. 背景

平成17年5月に、港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するため、特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化、入出港届の様式の統一、港湾運送事業の規制緩和、夜間入港規制の廃止等の措置を講ずる「港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成17年5月20日法律第45号。以下「改正法」という。）が制定されたところである。

今般、改正法の一部（港湾運送事業法の一部改正部分）の施行に伴い、港湾運送事業法施行令（昭和26年政令第215号）について所要の規定の整備を行う。

### 2. 概要

#### ①特定港湾の指定の廃止

平成12年より先行して規制緩和を実施していた特定港湾（主要9港※）について、特定港湾と特定港湾以外の港湾の区別をなくし、特定港湾以外の港湾においても規制緩和を実施するため、特定港湾制度を廃止することとする。

※主要9港：京浜港（東京港、横浜港、川崎港）、千葉港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港（下関港、北九州港）、博多港

#### ②港湾の指定関係

今般、改正法による港湾運送事業の規制緩和の実施に併せて、法の適用対象となる港湾の見直しを行うこととし、法の適用対象港から大湊港を削る旨の改正を行うこととする。

#### ③罰則に関する経過措置

法の適用対象外となった港における施行前の行為に対する罰則の適用に関する経過措置を定める。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成18年4月中旬

施行：平成18年5月15日（月）